

鳥取県告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年1月27日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
岩美町	基盤整備促進事業 真名地区 農業用道路	平成19年2月21日
〃	基盤整備促進事業 高住地区 農業用道路	平成20年3月19日